

令和 3 年 7 月 20 日
寝屋川市教育委員会

寝屋川市立学校園保護者 様

「寝屋川市新型コロナウイルス対策(市立学校園等・保育所感染)に関する対処方針」
等の一部見直しについて

標記の件につきまして、下記のとおり、市において一部を見直しいたしました。各学
校園におきましても、新たな対処方針に基づいて対応してまいります。今後とも、ご理
解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

■主な変更内容

現在までの学校園での感染状況及び授業時数の課題、また、社会的インフラとしての
機能などを総合的に勘案し、市保健所の意見を踏まえる中で、「寝屋川市新型コロ
ナウイルス対策(市立学校園等・保育所感染)に関する対処方針」等の第3段階にお
ける「完全休校等」の基準を、クラスター発生の目安となる「5名」以上に変更する
ものです。

■適用月日

- 留守家庭児童会は7月21日(水)から
- 小・中学校は2学期(8月23日(月))から
- 幼稚園は2学期(9月1日(水))から

「寝屋川市新型コロナウイルス対策(市立学校園等・保育所感染)に関する対処方針
(2021.7.21)」等は、別紙をご覧ください。また、下記 URL からもご覧いただけます。

https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organizarion_list/kikikanri/bousaika/1594344180320.html

問合せ先

学校休業に関する事	学務課	072-813-0072 (直通)
選択登校制に関する事	教育指導課	072-813-0071 (直通)
留守家庭児童会に関する事	青少年課	072-813-0075 (直通)